

令和 6 年度

## 第 9 回 高森町農業委員会 議事録

令和 6 年 1 2 月 2 3 日(月)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員

- |         |                          |          |          |
|---------|--------------------------|----------|----------|
| 1 竹内 節男 | 2 城子 唯久                  | 3 松島 浩子  | 4 青山 高志  |
| 5 中塚 俊文 | 6 寺澤 悟                   | 7 丸山 宏充  | 8 木下 洋子  |
| 9 友谷 光  | 10 原 幸恵                  | 11 北村 隆洋 | 12 樋口 貞幸 |
| 13 林 清志 | 14 今川 実章 <sup>(議長)</sup> |          |          |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

- |          |          |         |          |
|----------|----------|---------|----------|
| 15 木村 直志 | 17 唐沢 弘之 | 18 宮下 俊 | 19 寺沢 正敏 |
|----------|----------|---------|----------|

合計 18 名

### 2 欠席委員

- 16 片桐 文雄

合計 1 名

### 3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：菅沼

事務局：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

### 4 会議への附議事項

議案第 35 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知(報告案件) 4 件

議案第 36 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 3 件

議案第 37 号) 改正前の経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (12 月分)

## 5 議事内容

議 長 ただ今から令和6年度第9回高森町農業委員会総会を開催します。  
よろしくをお願いします。

時に午前9時20分

議 長 議事録署名人は、14番と15番、よろしくお願ひいたします。

では議案35号の農地法第18条第6項の通知ということで、議案番号1番を、14番が説明します。

14 番 貸付人は東京都のYさん、借受人は下市田のNさんです。田んぼ2枚です。借地契約をしていましたが、ここ2、3年田んぼの耕作等されていないため、貸付人から解約してほしいということで話があった案件です。田んぼ2枚で2反歩ほどになります。

議 長 続きまして議案番号2番を3番、お願いします。

3 番 貸付人はSIさん、かなりご高齢で現在施設に入られています。息子さんが先に亡くなられていますので、経営規模を縮小したいということで解約し、SKさんが譲り受けて耕作してくださることになりました。よろしくをお願いします。

議 長 続きまして議案番号3番を9番、ご説明をお願いします。

9 番 貸付人はOさん、借受人はHさんです。転用目的で解約となります。Oさんのご高齢で、土地の管理をされているのはご長男さんです。これまでそばを作っていました、転用して太陽光発電を作る計画となりました。

議 長 続きまして議案番号4番を2番、ご説明をお願いします。

2 番 貸付人は名古屋にお住いのKさん、借受人は山吹のMさんです。Mさんは花木を専門に作られています。最近高森にお住まいになった方です。申請理由は県の公社を通した売買を行うということで、賃貸借の契約を解約することです。

議 長 ありがとうございます。

議案第35号議案番号1番から4番につきまして確認すること等ありますでしょうか。

(挙手なし)

では議案第35号農地法第18条第6項の規定による通知を受理します。

続きまして、議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の許可申請ということで、議案番号 1 について、9 番ご説明をお願いします。

9 番 はい。譲受人は S 社、譲渡人は O さんです。先ほどの解約の議案にあった農地です。約 3 反歩の面積で S 社のほうから太陽光発電施設を建てたいということで申請がありました。私のところにも S 社から 3、4 回ほど足を運んでいただき、周囲の道等の確認、また上市田地区の説明会も行われました。該当地周辺の農地の所有者の方の同意はいただいていますし、雨水を排水するための隣接する牛牧側の水路についても牛牧区長の印をいただいています。工事は道が狭いので地区の方に心配されていましたが、十分承知して工事にあたるということでしたので、問題はないかと思います。  
場所は県道沿いの F 歯科を中央道のほうへ入る道がありますが、その道の上のほうです。

議 長 はい。ありがとうございました。  
ただいまのご説明について、確認事項、質問事項等ありますでしょうか。

14 番 事務局にお尋ねします。  
この土地は現在農地ということで、農地の状態で太陽光にするということですか。

事務局 この件は営農型ではなく恒久転用としての太陽光発電となりますので、転用のちは雑種地等になります。もともと農振地ではないため、除外ありません。

議 長 他に確認事項、質問事項等ありますでしょうか。  
(質問等なし)  
よろしいでしょうか。  
それでは議案第 36 号議案番号 1 について可否を採りたいと思います。  
可とされる方、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
ありがとうございました。全会一致でとします。

続きまして議案番号 2 について、14 番が説明します。

14 番 場所は南小学校北側の住宅の中の土地になります。譲受人は下市田の H さん、譲渡人は長野市の F さんです。面積は 16.0 m<sup>2</sup>です。地図にありますように、住宅と住宅の間の長細い三角の土地で、農地として利用されていない状況の土地です。H さんがこの農地を購入し、菜園や隣家との柵を作られるということです。住宅の中の狭い土地ですので、周囲の農地への影響も特にありません。雨水等も地下浸透等になります。購入対価は坪 7 万円ほど、総額 33 万円で購

入ということです。

議長 ただいまのご説明について、確認事項、質問事項等ありますでしょうか。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。

それでは議案第 36 号議案番号 2 について可否を採りたいと思います。

可とされる方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全会一致でとします。

続きまして議案番号 3 について、6 番お願いします。

6 番 はい。申請地は山吹【地番-1】1624.0 m<sup>2</sup>、譲渡人は松川町元大島の HS さん、譲受人は同じく松川町の H 社の HT さんです。お二人は親戚関係になります。場所は資料の 36-3 になります。山吹の C 店駐車場の道路挟んですぐ南側の、三角形の土地になります。今回の申請内容ですが、譲受人の H 社が住宅のモデルルーム兼事務所、駐車場の造成をしたいということです。この土地は 20 年ほど前から C 店の駐車場用地として申請が出ていましたが、途中でその計画が中止となり未実施のままでした。そのあと公共事業の工事現場事務所として利用されており、現在に至ります。この工事も来年春ころには終了するというところで今回の申請になりました。C 店の駐車場からの計画変更届も確認しております。建設される建物の生活排水は公共下水道、雨水は西側に水路がありますのでそこに排水します。日照等周辺の影響につきましては、西側が住宅地となっていて、北側は道路、東側は国道、南側は町の所有地で、周りへの影響はないと思われれます。対価は坪当たり 3 万円となっています。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。

ただいまのご説明について確認事項・質問事項ありますでしょうか。

(質問等なし)

それでは議案第 36 号議案番号 3 番について一括で可否を採りたいと思います。

可とされる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

はい。全会一致で可とします。ありがとうございました。

続きまして議案第 37 号改正前の経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 37 号につきましてご確認をお願いします。

12 月ということもあり、更新や新規の案件が多くなっています。100 件ほどありますが、ご確認おねがいします。更新の際に耕作者が変わる関係で新規の案

件が1番から20番まで、21、22番は農地中間管理事業での集積、配分になります。23番は農地中間管理機構が行う特例事業、売買ということでKさんからMさんに譲渡する農地です。24番以降は再設定案件です。再設定の最後は農地中間管理事業の再設定もあります。再設定案件はこれまでに認められたものの更新ですので図面は添付してありません。以上です。

議長 ありがとうございます。  
100件ということで大変多いですが、何か確認事項等ありますでしょうか。

14番 Gさんについて、耕作できない方から借りていただいておりますが、最近の経営はどうか、農業の状況はわかる委員さんから見ているかがですか。

9番 Gさん自身はお米（水田）が足りないようで、生産したものを販売していますが増産したいというご希望があります。機械も乾燥機を一台増やし、昨年トラクター大きいのを手に入れ、今年は田植え機を新調したようです。稲作についてはいいと思います。ネギをやめたら農協の出荷が半分くらいになってしまって困った、という相談がありましたが、その分キュウリで稼いでいます。今回増やしたのは水田ですね。

管理は上市田の農地を借りるにあたっては前に農業委員されていたHさんからしっかり話をしてくださいまして、野焼きも上市田では気を使ってやっていますが、外ではちょっとわかりません。気になった時は、優しく話せばいうことを聞けます。大きい声を出されると揉め事になるのを嫌って逃げってしまうので、優しくお声掛けして注意していただければ大丈夫と思います。

議長 ありがとうございます。  
特に心配ないということで安心しました。  
それでは集積計画について可否をとっていきたいと思います。  
それではまず、議案番号1番から16番について可とされるは挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全会一致で可とします。

17番については6番委員が当事者ですので、退席をお願いします。

（6番退出）

議案番号17番について可とされるは挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全会一致で可とします。

（6番入室）

続いて18番から47番について可とされるは挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全会一致で可とします。

48番については5番委員が当事者ですので、退席をお願いします。

(5 番退出)

議案番号 48 番について可とされるは挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全会一致で可とします。

(5 番入室)

それでは 49 番から 100 番について、可否をとります。

可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全会一致で可とします。

以上で審議事項を終了します。

ありがとうございました。

時に午前 9 時 46 分

高森町農業委員会議長                      今川 実章

高森町農業委員会会長                      今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員            14 番   今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員            15 番   木村 直志